

川崎市上下水道局簡易版電子申請サービスの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規程（平成18年川崎市水道局規程第38号。以下「規程」という。）に基づき、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に係る手続等のうち川崎市簡易版電子申請サービスを使用して行う申請等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年川崎市条例第4号）及び規程で使用する用語の例によるほか、次に定めるところによるものとする。

- (1) 川崎市簡易版電子申請サービス 市の機関等に係る申請等の受付を行うための電子情報処理組織で総務企画局デジタル化施策推進室が所管する汎用受付システムをいう。（以下「本サービス」という。）
- (2) 要綱等 川崎市上下水道局事務決裁規程（昭和62年川崎市水道局規程第15号）第5条の規定に基づき、その制定について決裁を受けた要綱、要領等をいう。

(申請等を行った者を確認するための措置)

第3条 規程第5条第2項ただし書及び同条第3項に規定する管理者が別に定める方法は、申請等を行う者が、本サービスにログイン（当該者に係る電子計算機を接続して使用を開始することをいう。）をする際に、川崎市簡易版電子申請サービスの利用に関する要綱（令和3年4月1日2川総I第765号）第3条に規定するものを送信する方法とする。

(本サービスを使用して行うことができる申請等)

第4条 本サービスを使用して行うことができる申請等は、市ウェブサイト上

に公開されているところによる。

(要綱等に規定された申請等)

第5条 申請等のうち当該申請等に関する他の要綱等の規定において書面等により行うことその他の方法が規定されているものについては、当該要綱等の規定にかかわらず、本サービスを構成する電子計算機を使用する方法により行わせることができる。

2 前項の方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の要綱等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該要綱等その他の当該申請等に関する要綱等の規定を適用する。

3 第1項の方法により行われた申請等は、当該申請を受ける本サービスを構成する電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に要綱等において定める提出先に到達したものとみなす。

4 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の方法により行わせることが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として管理者が認める場合には、その定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第4項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第3項までにおいて同じ。）」とする。

(管理者の指定する電子計算機)

第6条 規程第5条第1項及び同条第5項に規定する管理者の指定する電子計算機は、本サービスを構成する電子計算機とする。

(添付書面等の取扱い)

第7条 規程第5条第5項に規定する添付書面等に記載すべき事項は、本サー

ビスが提供する様式に入力し、本サービスを使用してこれを送信することができる。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本サービスを使用して行う申請等に関し必要な事項については、市長事務部局の例による。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。